

○湯河原町真鶴町衛生組合個人情報保護に関する法律施行条例

令和5年3月7日

条例第2号

改正 令和7年3月11日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）で使用する用語の例による。

(条例個人情報ファイル簿の作成等)

第3条 湯河原町真鶴町衛生組合（議会を除く。）は、法第75条第1項の規定により作成し、公表しなければならないとされている個人情報ファイル簿のほか、本組合が保有している法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルについて、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル（法第74条第2項第9号に掲げるものを除く。）については、適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、本組合は、記録項目の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を第1項に規定する条例個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを同項に規定する条例個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを同項に規定する条例個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(開示情報)

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、湯河原町真鶴町衛生組合情報公開条例（令和5年湯河原町真鶴町衛生組合条例第1号）第5条第1号ウ（法第78条第1項第2号ハの規定により開示することとされている情報を除く。）に掲げる情報とする。

(開示請求に係る手数料)

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 開示請求に係る保有個人情報の写し等の交付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(開示決定を受けていない保有個人情報に係る訂正請求)

第6条 何人も、法第90条第1項各号に掲げる保有個人情報以外の自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、同条の規定の例により、当該保有個人情報の訂正を請求することができる。

2 前項の規定による訂正の請求に係る手続及び当該訂正の請求に係る審査請求については、法に定める訂正請求の例による。

(開示決定を受けていない保有個人情報に係る利用停止請求)

第7条 何人も、法第90条第1項各号に掲げる保有個人情報以外の自己を本人とする保有個人情報が法第98条第1項各号のいずれかに該当すると思料するときは、同条の規定の例により、当該保有個人情報の利用停止を請求することができる。

2 前項の規定による利用停止の請求に係る手続及び当該利用停止の請求に係る審査請求については、法に定める利用停止請求の例による。

(審査会への諮問)

第8条 法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問は、法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

2 法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項に定めるもののほか、本組合は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、湯河原町真鶴町衛生組合個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、本組合における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(個人情報保護審査会)

第9条 法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び前条第2項並びに湯河原町真鶴町衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年湯河原町真鶴町衛生組合条例第4号)第45条及び第50条の規定による諮問に応じ調査審議するため、湯河原町真鶴町衛生組合個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから、組合長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審査会の調査権限等)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした本組合又は本組合議会(以下「本組合の機関等」という。)に対し、保有個人情報の提示を求める

ことができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 本組合の機関等は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 第1項に定めるもののほか、審査会は、諮問された事案の審議を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は本組合の機関等（以下「審査請求人等」という。）に対して、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。

（意見の陳述等）

第11条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、意見書又は資料の提出を認めることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第12条 審査会は、第10条第3項又は前条第3項の規定による意見書又は資料（以下この条において「資料等」という。）の提出があったときは、当該資料等の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された資料等の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る資料等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（運用状況の公表）

第13条 本組合は、毎年、法及びこの条例の運用の状況について、一般に公表するものとする。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、本組合が別に定める。

（罰則）

第15条 第9条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第16条 前条の規定は、本組合外において同条の罪を犯した者にも適用する。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月11日条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。